

奄美地域 地域振興の取組方針（案）

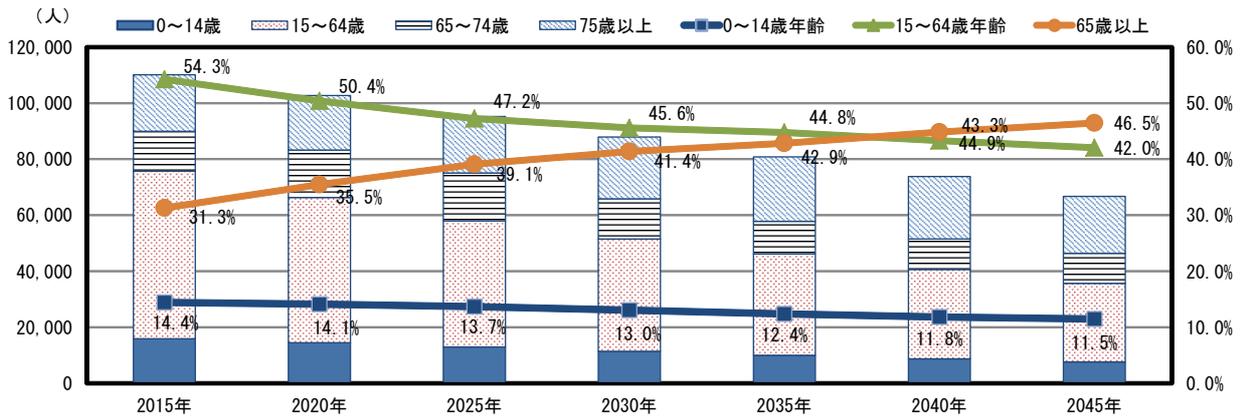
第1章 時代の潮流と奄美地域の現状・課題

1 人口減少・少子高齢化の進行

奄美地域の総人口は、1955年以降、若年層を中心に人口流出が続き、この60年間に9万5,216人（46.4パーセント）減少し、2015年10月1日現在で11万147人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、奄美地域の人口は、10年後には1万4,870人（13.5パーセント）減の9万5,277人となることが推測されています。

図1：奄美地域の年齢4区分別の人口と年齢3区分別の人口割合の推移



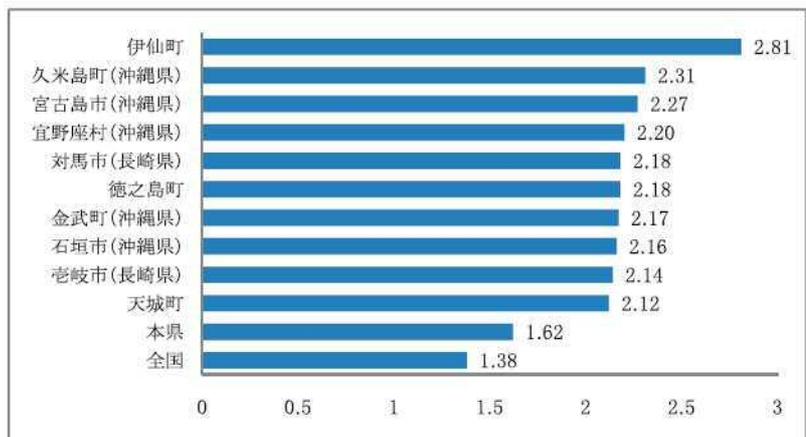
出展：2015年のデータは総務省「国勢調査」、2020年以降のデータは国立社会保障・人口問題研究所「日本の推計将来人口」

また、2015年の年齢各階層別人口構成については、高等学校卒業後の19歳での地域外流出が極めて大きく、65歳以上の階層になると構成比が全国平均を上回っている年齢が多くなっています。

大都市圏への人口集中という全国的な傾向の中で、特に若年層が流出し、過疎化が進行した奄美地域の年齢構造は、平均余命の伸びも加わって高齢化が急速に進んでいます。

一方、2008年～2012年の奄美地域内の市町村の合計特殊出生率は全国トップの伊仙町をはじめ3町が上位10位までに入っています。

図2：合計特殊出生率が上位の市町村（2008～2012年）



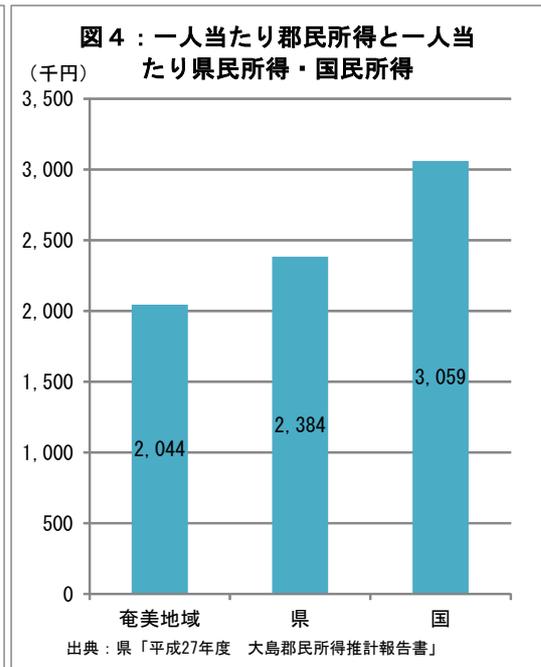
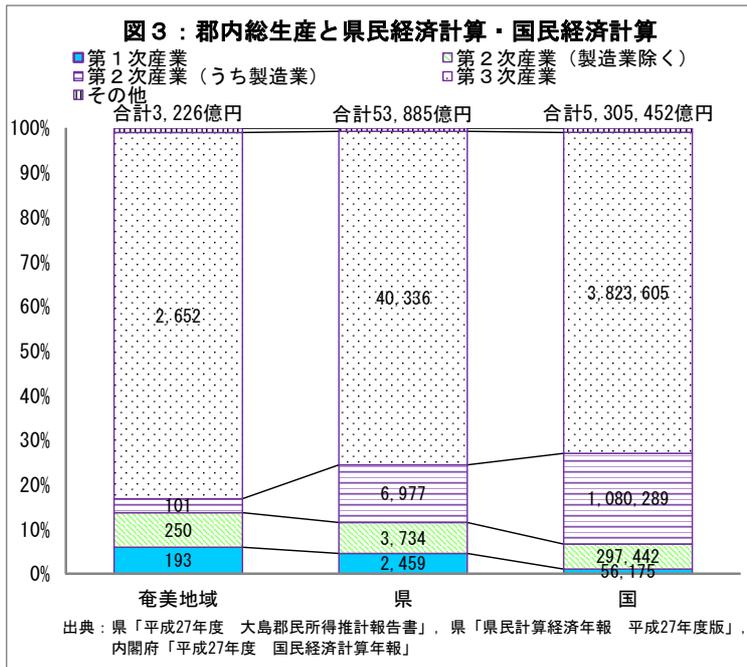
出典：厚生労働省「平成20～24年人口動態保健所・市区町村統計」

この背景としては、奄美地域に受け継がれている「結いの精神」に基づく地域ぐるみでの子育ての気風や「子は宝」という価値観等があるとされており、少子化対策が全国的な課題となっている中、奄美地域の子育て環境は、今後の子育て支援のあり方を考える上で、貴重な示唆を与えてくれるものです。

2 地域の産業構造の状況

2015年度の郡内総生産3,226億円のうち、第1次産業は193億円（6.0パーセント）、第2次産業は350億円（10.9パーセント、うち製造業は3.1パーセント）、第3次産業は2,652億円（82.2パーセント）を占めていますが、第1次産業、第3次産業が全国に比べて高い一方、第2次産業のうち、製造業については、かなり低い割合となっています。

2015年度の一人当たりの郡民所得は204万円で、本県の一人当たり県民所得の85.7パーセント、一人当たり国民所得の66.8パーセントとなっており、依然として格差が残っています。



奄美地域の気候は亜熱帯海洋性に属し、年間を通じて温暖多雨で、狭小性等の島しょ地域特有の厳しさに加え、外海隔絶性が強く、こうしたことが物価や人及びモノの移動に係る経費等の本土との格差の大きな要因となっています。

また、離島の中でも特に台風の常襲地帯となっているほか、猛毒を有するハブや有害動物等が生息していることなどにより、住民生活や生産活動に多大な影響を及ぼしています。

このような中、観光は経済的にも裾野が広く、多くの分野に効果をもたらす産業であることに加え、地域に対しては交流人口の増加によって産業・雇用を創出し、地域を活性化するものであり、観光資源の豊富な奄美地域にとって大きな可能性を持つ産業として期待されています。

近年、奄美空港へのLCCの就航やクルーズ船の寄港、奄美群島振興交付金を活用した航路・航空路の運賃軽減などの効果により2017年の入込客は記録の残る1970年以降で最高の約82万6千人となっています。

3 高度情報化・技術革新の進展

通信基盤は、奄美地域内の全市町村において、光ファイバやADSL、無線を利用して公共機関を結ぶ地域公共ネットワークが整備され、一部の市町村においては、民間企業への開放や住民の利用に供しています。

また、公共施設等に公衆無線LANを整備している市町村も増えていますが、観光客等の利便性の向上や災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、公衆無線LANの更なる整備が望まれます。

4 エネルギー・環境問題への対応

再生可能エネルギーの導入状況については、医療福祉施設や公共施設などにおいて、太陽光発電設備や、太陽熱を利用した給湯設備、風力発電設備等が導入されているほか、製糖工場において、製糖に必要な蒸気や電力を確保するため、さとうきびの絞りかすであるバガスを燃料としたバイオマス発電所が導入されています。

また、近年、メガソーラー発電所や小水力発電所も導入されています。

2020年夏の世界自然遺産登録に向けた取組については、アマミノクロウサギ等希少種のロードキル（交通事故）の状況把握及びその対策の検討や希少野生生物盗採等への対策の検討が必要であり、奄美大島及び徳之島の全市町村では「希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、希少な野生動植物の保護を図っています。

外来種についても、ノイヌ・ノネコ・ノヤギの具体的な対策の実施及びオオキンケイギク等の植物も含めた計画的な駆除等を検討することが必要です。

奄美地域の世界自然遺産登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図る必要があるとともに、質の高いエコツアーを提供するため、受入体制の整備等を進める必要があります。

5 価値観・ライフスタイル等の変化

国民の価値観やライフスタイルが多様化している中、奄美地域では「ゆったりとした地域性」や多様で豊かな自然、厚い人情や助け合いの精神が強い中で、人々は質素ながらも健康で心豊かに暮らしていくという価値観やライフスタイルが形成されており、そのような奄美的な価値観やライフスタイルに共感し、島外から多くの人々がIターン等により居住しています。

都市部等と比べると、近代的な生活環境や物質的な豊かさという面では大きな地域差があるものの、その差をむしろ「価値ある地域差」として見直し、個性的で魅力ある資源として活用することにより、二地域居住やU・Iターンなど、多様化する価値観やライフスタイルの受皿づくりにつなげ、地域の活性化を図ることが求められます。

地域住民が助け合い支え合う「結いの精神」が色濃く受け継がれている中、従来地域社会が持っていた地域の力を再生し、協働して地域を活性化する仕組みを構築することが求められています。

第2章 奄美地域のポテンシャル

1 豊かな自然環境

奄美地域は、奄美群島国立公園に指定された多くの景勝地をはじめ、エメラルドグリーン^①の海や白い砂浜、多種多様なサンゴ礁に彩られており、年間平均気温が21℃という亜熱帯性・海洋性の気候風土の中で、年間を通じて絶えることのない花々や、ソテツ、ガジュマル等の豊かな亜熱帯性植物が繁茂し、特別天然記念物のアマミノクロウサギなど国際的にも注目されている固有種や希少種等の多くの野生生物が生息・生育するなど自然資源の宝庫となっています。

特に、アマミノクロウサギやアマミスミレなど他の地域には見られない固有種等が生息・生育しているなど、極めて多様で固有性の高い生物多様性を有していることから、世界自然遺産の資質を有していると評価されており、2020年夏の世界自然遺産登録を目指しているところです。

2 安心・安全で豊富な“食”

奄美地域では、温暖な気象条件や地理的特性を生かした農林水産物の生産が行われています。

さとうきびについては、我が国における甘しゅ糖の数少ない供給基地となっており、最近の健康志向で注目されている黒糖やきび酢の製造・販売も進められています。

ばれいしょやさといもなどの野菜については、本県野菜の先発地域として、全国に先駆けて出荷しており、中でも、ばれいしょについては、かごしまブランドであり、沖永良部島、徳之島が主要な産地となっています。

たんかんやマンゴー、パッションフルーツ等の果樹については産地拡大が図られつつあり、特に、熱帯果樹類については本県生産面積の大部分を占めています。

また、肉用牛についても、低コストで優良な子牛の供給産地として、県本土や全国の肥育・生産素牛の重要な産地となっています。

水産物については、地域特産種であるスジアラ、シラヒゲウニ、ヤコウガイをはじめ、カツオ、マグロ、サワラ、トビウオ、アジ類等の浮魚、ムツ、ハマダイ、アオダイ等の瀬物類、イセエビ等の資源に恵まれているほか、クロマグロ、カンパチ、マダイを主体とする魚類養殖やクルマエビ養殖が行われています。

このほかにも、黒糖、奄美黒糖焼酎等の特産品、ハンダマ等の伝統野菜、鶏飯や豚骨・山羊料理等の郷土料理など、奄美地域は安心・安全で豊富な食を有しています。

3 個性ある歴史と多彩な文化

奄美地域は、大陸や東南アジアからの文化の伝播経路として日本文化の形成に貢献してきたほか、多様で独自の文化を伝承しています。

島口（方言）やくらしの中から紡ぎ出された島唄、集落ごとに行われる八月踊り、祭りの締めくくりに踊る六調など様々な伝統・文化、生活文化が日常の営みの中で保存・

伝承されてきているほか、その地理的環境から極めて特色のある民俗文化財（諸鈍芝居（シバヤ）、与論の十五夜踊り等）や史跡（宇宿貝塚、徳之島カムイヤキ陶器窯跡、住吉貝塚等）、天然記念物（アマミノクロウサギ、ルリカケス等）等にみられるように多くの貴重な文化遺産が育まれ、伝承されてきています。

また、「結いの精神」に基づく地域ぐるみでの子育ての気風や「子は宝」という価値観、個性的な食文化など、こうした奄美地域の文化は、日本文化の源流を今に伝承している日本のふるさとであると言われるほど、大きな価値を有しており、我が国の文化の豊かさや多様性の確保に大きく寄与し、国民生活の充実に貢献しています。

4 地域資源等を活用した個性ある産業

奄美地域では、前述のように温暖な気象条件や地理的特性を生かした農林水産物の生産が行われています。

食物以外にも、大島海峡や焼内湾等では、静穏で温暖な海域特性を利用したマベガイ等の真珠養殖が行われているほか、本県の代表的な地場産業である大島紬や、奄美地域のみで製造が認められている奄美黒糖焼酎などの特産品も生産されています。

また、ヘルスツーリズム、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、エコ・ツーリズムなど、地域資源の特性を踏まえた体験・滞在型観光が求められている中で、奄美地域においても、豊かな自然を生かしたシーカヤック、ダイビング、原生林探訪等の体験型観光やスローライフ、スローフードをテーマとした滞在型観光、集落歩きや島唄、紬織りなどの体験と宿泊を一体的に提供する体験民宿、伝統的建築を活用した宿泊施設の整備などの取組が進められています。

5 豊富な「ウェルネス」（健康・癒やし・長寿）素材

奄美地域は、自然資源の宝庫であり、また、島唄、八月踊り、六調、闘牛等の独自の伝統・文化をはじめ、大島紬や黒糖、奄美黒糖焼酎等の特産品、ハンダマ等の伝統野菜、鶏飯や豚骨・山羊料理等の郷土料理など、様々な地域資源に恵まれています。

さらに、近年、奄美の自然を描き集大成させた孤高の日本画家「田中一村」や作家「島尾敏雄」など芸術や文学的な資源、縄文時代の貝塚や中世の頃の城（グスク）跡等の歴史的資源が注目を集めているほか、各島々においては、亜熱帯性・海洋性を生かした、トライアスロン、シーカヤックマラソン、ボードセーリング、ジョギング大会等のスポーツイベントをはじめ、闘牛や郷土芸能など多彩なイベントが毎年開催されており、ダイナミックな釣りやダイビング体験も高い人気を博しています。

また、奄美地域は、人口10万人当たりの100歳以上長寿者の人口比率が2018年は152.93人で、全国1位の島根県の101.02人を大きく上回っており、長寿の島として知られています。

温暖な気候や豊かな自然環境、自然のリズムに近いゆったりした生活、生活に密着した伝統・文化、豊かな人情、個性的な食文化など、これら「奄美のウェルネス」は、住

民の「健康・癒やし・長寿」に資するとともに、国内外に効果的に発信することにより、地域のブランド力の向上や、様々な交流を促進する原動力となる可能性を有しています。

第3章 分野別の取組方針

「奄美のウェルネス」を幅広い分野で活用した施策展開

世界的規模で健康志向が高まる中、奄美地域は、前述のとおり温暖な気候や、生物多様性にあふれた世界自然遺産候補地、国立公園などの優れた自然環境、島唄などの独自の伝統・文化、個性的な食文化など、世界に通用する「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源を多く有しています。

これらを「奄美のウェルネス」として住民の「健康・癒やし・長寿」に生かすとともに、ブランド化を図り、国内外に効果的に発信することにより、奄美地域の地域資源の付加価値の創出・向上や販路拡大、観光客の誘致など、医療福祉分野だけではなく、様々な分野において有効に活用することで、地域活性化につなげていきます。

1 教育・文化・スポーツ

(1) 教育

- ・ 幼稚園及び幼保連携型認定こども園については、地域の実情等を踏まえ、適切な整備を進めるとともに、幼稚園教諭・保育教諭の研修の充実を図ります。
- ・ 義務教育については、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着、学力の向上、授業改善などを通じた思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度や、島唄、八月踊りなど伝統・文化や伝統行事、豊かな自然を生かした体験活動を取り入れることなどにより、子どもたちの豊かな心を育みます。
- ・ 群島内の小学校・中学校、特に小規模校においては、その学校の良さを生かした「奄美らしい」教育を行うなど、学校の魅力化に努め、積極的に離島留学を受け入れるなど、学校の活性化を図ります。また、小規模校における隣接校との集合学習や大規模校等との交流学习等の学校間交流を促進します。
- ・ AIやIoTなど、急速に発展する社会の情報化に対応するための教育環境の整備を計画的に進め、ICTを活用した分かる授業の推進やプログラミング教育等の取組を通して、次世代に求められる人材の情報活用能力の育成を図ります。
- ・ 児童生徒の体力については、一校一運動を促進するとともに、小・中学校の学級単位で取り組む「チャレンジかごしま」を推進することを通して体力の向上を図ります。
- ・ 学校施設については、計画的な整備を促進するとともに、給食施設については、老朽化した施設の更新等を促進します。また、へき地教員住宅については、不足戸数の解消や老朽化した住宅の整備の促進を図ります。
- ・ 高等学校教育においては、指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上等、学力向上に向けた総合的な取組を推進するとともに、特色ある学校づくりに努め、基礎学力の定着・向上及び情報化に対応する教育の充実を図ります。また、職

業選択能力や職業観の育成が期待できるインターンシップを積極的に促進するとともに、地元企業や専門学校との連携を深める取組を支援します。

- ・ 特別支援教育については、地域や保護者等の特別支援教育に対する理解を深めながら、支援を必要とする幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた、よりきめ細かな指導・支援の充実や学習環境の整備を図るとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を整備し、自立と社会参加の実現を図ります。
- ・ 県立大島養護学校においては、地域の特別支援教育のセンター的な機能充実を図ります。また、特別支援学校のない離島においては特別支援教育の充実を図ります。
- ・ 高等教育の受講を可能とする遠隔教育について、本土と同等の教育環境の整備を促進するとともに、鹿児島大学大学院の奄美サテライト教室については、受講生確保のための広報活動や受講科目の充実などの取組を促進します。また、鹿児島大学の国際島嶼教育研究センターとの連携を図ります。
- ・ 新たな高等教育機関の設立、誘致については、関係者による議論等を踏まえて検討します。
- ・ 図書館や公民館等、生涯学習の拠点となる施設の整備を促進するとともに、かごしま県民大学中央センター、市町村、大学・短大・民間教育機関等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様な学習機会を提供します。
- ・ 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進します。

(2) 文化・スポーツ

- ・ 優れた芸術文化や奄美地域固有の伝統・文化にじかにふれる機会を創出し、各種文化施設の積極的活用や島口、島唄大会等のイベントの充実を図るとともに、地域固有の文化の再発見を促進します。
- ・ 学校教育や生涯学習等の場で、島唄や八月踊りなどの伝統・文化の保存・伝承を促進します。また、地域文化の地域住民への普及促進及び有識者による地元学・地域学の展開を図ります。
- ・ 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財等の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図ります。
- ・ 奄美地域の地域文化や自然環境が本県の財産であることを深く認識するため、鹿児島県本土などの小中学校による奄美地域への教育旅行の実施を促進します。
- ・ 生涯スポーツの振興については、各市町村のスポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進します。また、社会体育施設については、地域の実態に即した施設設備の整備を促進します。

2 保健・医療・福祉

(1) 健康づくりの推進

- ・ 「健康かごしま21」に基づき、健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上を目指して、平均寿命が県内の他地域と比べ短いなどの地域の特徴も踏まえながら、子どもから高齢者に至るまでの生涯を通じた総合的な健康づくりを進めます。
- ・ 「かごしま子ども未来プラン2015」に基づき、安心して妊娠・出産ができる環境整備を推進するとともに、常駐の産科医のいない離島の妊婦の健診・出産や特定不妊治療の受診に対する支援など、母子保健対策の充実を図ります。
- ・ ライフステージや生活の場に応じた、こころの健康の保持・増進に努め、地域ぐるみの自殺対策を推進します。

(2) 保健医療体制の総合的な整備

- ・ 名瀬・徳之島両保健所の広域的、専門的及び技術的機能を強化し、市町村をはじめ健康関連団体を支援します。
- ・ 限られた医療施設や医療従事者等の医療資源の有効活用により、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る包括的な医療供給体制の整備を図り、可能な限り群島内で完結させることを目標とします。
- ・ 県立大島病院においては、施設・設備や高度医療機器の整備・更新等により医療水準の向上を図るとともに、代診医派遣など、へき地医療支援機能の充実・強化を図ります。また、無医地区等の医療については、一般巡回診療及び特定診療科巡回診療の計画的な実施を図ります。
- ・ 救急医療については、第二次救急医療体制の充実に努めるとともに、県立大島病院において、24時間365日救急患者の受入に努め、地域救命救急センターの救急医療体制の充実を図ります。さらに、フライトドクター等の養成・確保により、奄美ドクターヘリの安定運用を図ります。
- ・ 医師、薬剤師、看護職員、管理栄養士及び栄養士等の医療従事者の確保・資質向上を図ります。

(3) 子ども・子育て

- ・ 家庭・学校・地域が一体となって、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりに努めます。
- ・ 社会全体で結婚を応援する気運の醸成を図るとともに、結婚を希望する人の出会いのきっかけづくりをサポートする「かごしま出会いサポートセンター」の活用を促進するなど、個々人の結婚への取組を支援します。

(4) 社会福祉

- ・ 「すこやか長寿社会運動」を引き続き展開するとともに、高齢者が「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として、その豊富な知識や経験・技能を生かした社会参加ができるような環境整備を図ります。
- ・ 介護保険制度の安定的な事業運営等に資するよう適切な支援を行うほか、介護予防対策、認知症対策、地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法」

の円滑な推進を図るとともに、「自立支援協議会」の運営の活性化や相談支援体制の充実、工賃向上に向けた取組を推進します。

- ・ 児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進します。また、様々な保育ニーズに対応した多様な保育サービスの提供や、放課後児童クラブの設置促進など、市町村が地域の実情に応じて実施する取組を支援します。
- ・ 母子・寡婦・父子家庭については、福祉資金の貸付等により社会的、経済的な自立を促進するとともに、給付金の支給や就業支援講習会の開催などにより就労支援を推進します。
- ・ 地域における住民主体の課題解決力強化と市町村における相談支援体制の構築、市町村地域福祉計画の策定を促進します。また、地域福祉活動の中核を担う市町村社会福祉協議会の基盤強化を図ります。
- ・ 生活困窮者に対しては、相談対応のほか、就労や家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に実施するとともに、制度の周知を図り、制度の活用及び支援への参画を促します。また、生活保護受給者に対しては、最低限度の生活の保障を行うとともに、就労可能な者に対しては、自立支援プログラムを実施するなど自立に向けて積極的に支援します。

(5) ハブ対策

- ・ 携帯用毒吸出器の普及啓発や治療用血清を市町村や病院、診療所等に配備するなど、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図るとともに、ハブ咬傷者の筋壊死による後遺症の予防及び軽減を図るための研究を進めます。また、買い上げたハブについては、ハブ加工業者や食品製造加工業者への払い下げに加え、新たなハブの有効活用を図ります。

3 環境・エネルギー

(1) 世界自然遺産登録を見据えた施策の展開

- ・ 「奄美群島自然共生プラン（2003年9月策定）」に基づき「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」の3つの転換を基本的な理念とし、人と自然の共生ネットワークの形成を図ります。
- ・ 「奄美群島持続的観光マスタープラン（2016年3月策定）」に基づき、過剰利用による悪影響を防ぐための利用ルールの策定、奄美自然観察の森のリニューアルなどの施設整備、持続的な観光利用に向けた取組等を実施するための関係機関との協議検討やモデル事業等を実施します。
- ・ 国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供等の地域の関係者が分担して実施すべき具体的な取組内容及び役割分担について国が整理する管理運営計画の作成を促進します。

- ・ 希少種の保護対策やモニタリング調査を行うなど多様な自然の生態系を把握，保全するための取組を進めます。
- ・ アマミノクロウサギ等のロードキル（交通事故）や希少種の盗採等への対策の推進や，外来種の対策としてマングース・ノヤギ・オオキンケイギク等の駆除を行うほか，ノイヌ・ノネコ等の対策として，飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進するとともに，捕獲等を含めた体制整備を進めます。
- ・ 「奄美群島エコツーリズム推進全体構想（2017年2月認定）」に基づき奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイドの育成やツアーの受入体制の整備等を進めます。
- ・ 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて，地域住民の理解と協力を得て，群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進するとともに，屋久島など他の世界自然遺産登録地と連携してセミナー等を開催し，地域の気運の醸成を図ります。
- ・ 世界自然遺産，国立公園など奄美地域が持つ優れた自然環境や個性的な伝統・文化を，奄美地域全体において，観光のみならず農業や子育て，医療福祉など多様な分野で活用する地域活性化の取組を促進します。

(2) 地域環境の保全

- ・ 市町村と連携し，大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止を図ります。
- ・ 水環境については，公共用水域及び地下水の水質常時監視調査や，工場・事業場の排水基準監視・指導を実施し，公共用水域及び地下水の水質の保全を図ります。
- ・ 県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき，関係機関との連携を図りながら，海岸漂着物の円滑な処理等を推進します。
- ・ ヤンバルトサカヤスデについては，地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策，環境整備等について普及啓発を図ります。
- ・ 農村，漁村の持つ多面的機能を生かしながら，地域の特性に応じた環境の整備に努めるとともに，奄美地域独特の美しい景観の維持や環境美化の取組を推進します。

(3) 廃棄物対策

- ・ 一般廃棄物については，県廃棄物処理計画等に基づき，焼却施設や最終処分場等の整備を促進するほか，容器包装リサイクルについては，リサイクルセンターなど関連施設の整備を促進します。
- ・ 家電リサイクル及び自動車リサイクルについて，市町村・関係団体と連携しながら，海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図ります。
- ・ 一般廃棄物の不法投棄については，地域環境衛生団体の育成など不法投棄防止に係る住民の意識の啓発を図ります。
- ・ し尿処理については，施設の整備を促進するとともに，生活排水対策を促進するため，各市町村の生活排水処理計画に基づき，公共下水道や農業集落排水施設，漁業集落排水施設，合併処理浄化槽等の整備を促進します。併せて，下水道施設，農業集落排水施設等を計画的に改築し，機能維持を図ります。

- ・ 産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルを進めるとともに、市町村等と連携を図りながら施設整備を促進します。
- ・ 家畜排せつ物や有機性汚泥については、堆肥としての利活用を促進し、建設廃棄物については、発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努めます。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄については、排出事業者等に対する意識の啓発や不適正処理に関する監視指導の徹底など産業廃棄物の適正処理の推進を図ります。

(4) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- ・ 野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した道づくりや多自然川づくりに取り組むこととし、自然石護岸や水制工等の設置、法面等への在来植物の植栽など、自然環境配慮型公共事業への取組を推進します。また、自然再生推進法に基づき、自然再生型公共事業の検討・採用を図ります。
- ・ 「公共事業における環境配慮指針」に基づく環境に配慮した事業実施に向けた支援策の検討、人材の確保・育成・体制の整備、施工業者等に対する希少種や環境配慮の基本的知識等に関する研修会の実施などを推進します。
- ・ 計画、設計、施工など公共事業の各段階で赤土等流出防止対策を図るとともに、各種防止技術の調査研究等の推進や、民間開発事業者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図ります。

(5) 水資源・エネルギー

- ・ 奄美地域の各島における地形、地質、気象条件等を考慮し、地域の特性に応じた水資源の開発、保全及び有効利用を図ります。
- ・ 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進します。また、豊富に賦存する海洋再生可能エネルギーの活用について検討します。

4 まちづくり

(1) 交通・情報通信基盤の整備

- ・ 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良とともに、観光客に対する奄美地域ならではの歓迎ムードを醸成するための体制整備に努めます。また、喜界・沖永良部・与論空港における旅客・貨物制限については解消を図ります。
- ・ 航空路線については、国や航空会社と連携しながら、鹿児島、東京、大阪、沖縄等の各空港及び各島間の路線の維持・充実、利便性の向上を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討します。また、国に対しても、財政支援措置の拡充など、離島航空路線の安定的な運航を確保するための支援策等の維持・充実に努めるよう、働きかけます。
- ・ 亀徳港等の定期船主要港においては、港内静穏度を向上させるための防波堤を整備し、就航率を向上させることで、補完港利用に伴う利用者や貨物等の移動コスト

等の削減を図ります。

- ・ 港湾について、多くのクルーズ船を受け入れられるように既存施設の有効活用も含めた受入環境の整備を図ります。また、定期船港湾においては、岸壁エプロンや防舷材等の定期的な補修を進めるとともに、港湾施設の老朽化対策を推進します。
- ・ 航路は、住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっていることから、引き続き、運営費補助等を行うなど、国や航路事業者と連携しながら、その維持・充実を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討します。
- ・ 空港・港湾とのアクセス向上や地域間の交流を促進するため、各島内を縦貫・循環する道路の整備や防災対策、老朽化対策を推進します。
- ・ バス路線など生活道路の整備を進めるとともに、自然環境との調和を図りながら、地域住民の利便性・安全性・快適性に配慮した道路整備を計画的に進めます。
- ・ 災害発生時における道路交通の機能を確保するため、必要な道路整備を行うとともに、橋梁の耐震対策、法面の防災対策及び無電柱化を進め、道路や港湾などの緊急輸送道路ネットワークの強化を図ります。また、橋梁などの既存施設の老朽化対策を推進します。
- ・ 地元市町村と連携して、バス事業者の生産性向上の取組等を促進するとともに、地域間幹線系統や廃止路線代替バスの路線維持を図ります。また、コミュニティバスやデマンド型交通など、各地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進します。
- ・ 光ファイバなど地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備・拡充を検討するとともに、携帯電話等の移動体通信基盤の整備・強化を促進します。

(2) 防災及び国土保全

- ・ 常備消防体制の充実・強化を図るとともに、資機材や消防水利施設の整備を促進するほか、高規格救急自動車の導入や救急救命士の養成及び資質向上並びに処置範囲の拡大を図ります。
- ・ 災害時における集落の孤立化に対応するため、消防団活動の活性化や救助資機材等の充実及び関係機関との相互応援体制の充実を図るとともに、住民の防火意識の啓発を図ります。
- ・ 集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、避難所の指定や各種施設の総合的な整備を推進するとともに、2010、2011年の奄美豪雨災害をはじめとするこれまでの多くの災害を踏まえ、避難施設の機能強化、通信設備の整備などの防災対策を推進します。
- ・ 住民や防災関係機関等への迅速・的確な気象・河川・土砂災害等の情報提供体制の整備や、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底に努めるとともに、自主防災組織の育成など地域防災対策の強化を図ります。
- ・ 災害時における相互応援体制の確立やボランティア活動の促進を図るほか、迅速な応急対策の推進や災害支援体制の充実を図ります。
- ・ 自然環境や生態系等に配慮した治山事業の計画的な整備を推進するとともに、既存施設の点検・補修等を図ります。また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区

の地元住民への周知などハード・ソフトが連係した防災対策を推進します。

- ・ 自然環境及び生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な造成・整備を図ります。また、保安林改良事業や保育事業を積極的に推進するとともに、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林指定を推進します。
- ・ 防災林の適切な維持管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策の推進を図ります。
- ・ 自然環境及び生態系等に特に配慮しながら、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進を図ります。また、2010、2011年度の豪雨により甚大な浸水被害が発生した住用川等については、重点的な河川整備の推進を図るとともに、準用河川についても、引き続き整備を促進します。
- ・ 土石流危険渓流の防災対策を基本に、要配慮者利用施設への土砂災害を防止する堰堤等の施設整備を積極的に推進するほか、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進します。
- ・ 砂防施設整備に当たっては、県溪流環境整備計画に基づき、奄美地域の豊かな自然環境及び生態系等に配慮し、溪流を遮断しないスリットタイプの堰堤等を整備するとともに、既存施設の老朽化対策を推進します。
- ・ 人家、公共施設、耕地等に甚大な被害を及ぼすことが予想される地域においては、自然環境や生態系等にも配慮して、地すべり防止施設等の整備を進めるとともに、既存施設の老朽化対策を推進します。
- ・ 高潮や津波等による災害を防止するため、海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進します。
- ・ 大規模地震発生後の海上交通ルートによる避難・救助・復旧作業等に対応するために、重要港湾の名瀬港において、防災拠点ともなる緑地等の整備を進めるとともに、奄美地域全体における港湾施設の老朽化対策を推進します。

(3) 生活環境の整備

- ・ 水道未普及地域の解消を促進するとともに、渇水期における一部地域の水不足に対処するため、新たな水源確保を図るなど施設の整備拡充を促進するほか、老朽化施設の計画的な更新及び耐震化、小規模水道の統合整備を促進します。また、硬度等に問題のある地域での電気透析等の高度浄水施設の整備など、安全で安定した生活用水の確保を促進します。
- ・ 秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保するため、奄美市における土地区画整理を促進し、都市基盤施設の整備促進を図るとともに名瀬港本港地区の整備を推進し、にぎわいに満ちた魅力あるまちづくりを促進します。
- ・ 奄美市、徳之島町、和泊町において公共下水道を、奄美市（旧笠利町赤木名地区）において特定環境保全公共下水道の整備を促進します。併せて、下水道施設を計画的に改築し、機能維持を図ります。
- ・ 奄美市、天城町等において、都市公園の質的向上を目的としたリニューアル等を促進します。

- ・ 気候や自然災害への十分な対応とともに、地域の豊かな自然、美しい景観、伝統・文化を生かした住まいづくり、まちづくりを促進します。また、老朽化した公営住宅の建替や改善等を促進するとともに、公的賃貸住宅の整備にあたっては、民間事業者の活用や増加している空き家の活用も検討します。
- ・ 奄美地域内の犯罪や交通事故を防止し、日常生活の安全と安心を確保するため、犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発、児童生徒への安全教育の充実に努めます。

(4) 共生・協働による地域社会づくりの推進

- ・ 地域住民が日常生活の中でお互いに助け合い支え合う「結いの精神」や、地域ぐるみでの子育ての気風など奄美地域の特性を生かした共生・協働による地域社会づくりを推進します。

(5) 移住・交流の促進

- ・ 移住に関する情報を集約し、相談窓口における情報提供の充実を図るとともに、地域の実態に応じたきめ細やかな支援を行い、移住相談から定着までの一貫したサポート体制の充実を図ります。
- ・ 集落の活性化を図るとともに、移住者が地域コミュニティの中に溶け込むことを促進するほか、仕事をしやすい環境づくりの促進や地元住民やNPOと連携した空き家の活用等による住居の確保を図ります。
- ・ 奄美らしい暮らし方、働き方等について、群島内市町村が連携し、一体となった情報発信等を促進します。

(6) 群島内外との交流促進

- ・ 世界自然遺産登録を見据え、グリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズムなど体験・滞在型観光の促進、タラソセラピーなどの資源を活用した癒しと健康にあふれる観光地づくり、スポーツ合宿等の誘致、オフシーズンの入り込み増を図るための助成制度等により、国内外の地域との通年的な交流促進を図ります。
- ・ 群島内の島々を結ぶ周遊型観光の促進や農林水産業等の技術交流など、各分野における群島内の交流・連携の促進を図ります。
- ・ 奄美地域が世界遺産登録された場合、国内に複数の世界自然遺産登録地がある唯一の都道府県となるメリットを生かし、屋久島との交流を促進します。加えて、県内の世界文化遺産を生かした交流促進を図ります。
- ・ 沖縄県との交流を促進するため、両地域間の交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色のある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の歴史民俗・伝統芸能を通じた歴史文化交流、亜熱帯性等の気候を生かした農林水産業等の技術交流等を積極的に展開します。
- ・ 奄美地域の持つ多彩な魅力を積極的に海外へ情報発信するとともに、様々な交流活動を展開し、交流人口の増加を図ります。特に、経済発展・人口増加が期待され、

地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進します。また、今後増加が予想される外国人住民の地域社会参画を促進する多文化共生の取組を推進します。

(7) 地域を支える人材の育成・確保

- ・ これからの奄美地域を担う人材を育成・確保するため、郷土に根ざした学校教育、高校生の職業意識等の醸成を図るインターンシップ、外部講師の活用などを推進するとともに、雇用機会の拡大や企業内教育を促進します。
- ・ 県立短期大学の奄美サテライト講座については、受講生確保のための広報活動や受講科目充実などの取組を促進します。また、かごしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様な学習機会の提供、青少年団体や女性団体等の育成や活性化に取り組みます。
- ・ 地域コミュニティ、NPO、企業など多様な主体が連携・協力し、地域課題をビジネスの手法を活用しながら解決するなど、持続可能な取組を行う担い手の創出・育成を図るとともに、積極的に地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成を図ります。
- ・ 定住の促進に資する地域人材の育成には、スキルを持ったUIターン者や地域おこし協力隊等を活用するなど、地元指導者の確保を図るとともに、小中学生を対象としたプログラミング教育や小中高校生の運動能力の向上等の指導者のスキル向上に必要な知識などを取得できる機会の提供や環境整備などを促進します。
- ・ 保健・医療・福祉のニーズの多様化・高度化に対応するために、専門性を備えた人材の育成・確保を図るとともに、ボランティア、NPO等の社会参加活動を担う人材の育成を図ります。
- ・ 学校の学習活動の中などで伝統的な祭り・行事に触れる機会を設けるとともに、公民館等を中心に地域が一体となって文化協会や保存会、青年団等による伝統・文化の保存・伝承活動の支援・促進を図ります。
- ・ 環境教育・環境学習等を推進し、環境保全のための具体的な実践活動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を進める人材の育成を図ります。
- ・ 固有種や希少種など世界的にも貴重な動植物が生息・生育するなどの奄美地域の自然や、琉球王朝の時代、薩摩藩の藩政時代、太平洋戦争後の日本本土からの分離時代といった特異な歴史、島唄、八月踊り、豊年祭など独特の文化等についての知識を有するガイド等の人材育成を促進します。
- ・ グローバル化社会の進展に対応するため、青少年による国際交流事業を促進し人材育成を図ります。
- ・ 人材育成における研修会や会議の開催に当たっては、離島の特殊性に配慮し、テレビ会議システムの活用や、より身近な地域での開催を検討するなど、参加者の負担軽減に努めます。

5 地域産業

(1) 農業

- ・ 亜熱帯性気候を生かした野菜，果樹，花きなどの園芸作物や基幹作物であるさとうきび，肉用牛を組み合わせた農業の展開を推進します。
- ・ 認定農業者や認定新規就農者に対する技術・経営改善支援はもとより，労働力確保に向けた取組を促進するとともに，農地の効率的な利用，基盤整備を推進し，効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を推進します。
- ・ 高品質化を図るための施設化，機械導入による作業の省力化やスマート農業を推進するとともに，畑かんの水利用による収益性の高い営農の推進，農業技術の開発普及にも積極的に取り組みます。
- ・ 農産物の付加価値を高めるための園芸作物を中心としたブランド化や低コストで高品質な子牛生産のための自給飼料確保，飼養管理技術の向上を推進します。
- ・ 地域特産物を活用した農産物加工品の開発，農産物や加工品の販路拡大の取組を推進します。
- ・ 奄美地域の「食」の提供や家庭や学校，地域等における農林漁業体験による地産地消や食育，食文化の継承等の取組を推進します。
- ・ 奄美地域の農業振興を制約している厳しい気象条件や地理的条件などに対しては，気象条件に左右されない安定した生産・出荷が可能となる施設の整備や輸送中の鮮度保持，輸送経費の軽減を図る出荷体制の確立や，輸送コスト軽減への支援に取り組みます。
- ・ 特殊病害虫まん延防止等の取組や近年被害が深刻化している野生鳥獣による農作物被害の防止対策について一層の取組を推進します。
- ・ 奄美地域の農村地域は，産業としての農業生産の場だけではなく，豊かな自然，美しい景観，固有の伝統文化を有しており，各種の習慣や生活様式も含めて，日本の心のふるさと的な雰囲気のある癒しの島としての役割に大きな期待が寄せられる中，今後，これまで以上に，全国のなかで他の地域にない奄美地域ならではの特徴を有する農業・農村を維持し，発展を図ります。
- ・ 農村集落とNPOなど地域外の多様な主体が協働で取り組む共生・協働のむらづくりを推進し，農地や農業用施設の保全などの取組を促進します。

(2) 観光産業

- ・ 奄美地域の多様で豊かな自然や，個性的な伝統・文化等の地域資源を有効に活用し，奄美地域の魅力を生かした新たな旅行商品の造成を支援し，個性豊かなイベントの開催，国内外からの各種スポーツ合宿の誘致，この地域ならではの体験・滞在型観光プログラムづくりを促進します。
- ・ (一社)奄美群島観光物産協会を中心に，市町村，関係機関・団体等と連携を図りながら，島コーディネーターの活用や，観光ガイド，インストラクター，地域通訳案内士等の人材の育成・確保等の受入体制づくりを促進し，奄美地域ならではの

おもてなしの充実を図ることにより、商業主義化されたりリゾートではなく、魅力と個性あふれる観光地づくりを促進します。

- ・ 今後増加が見込まれる中国等の東アジアを中心とする海外からの観光客を視野に入れた国内外からのクルーズ船の誘致など群島内外を結ぶクルージング観光等の観光交通体系の整備、奄美パーク・田中一村記念美術館を群島全体の観光・情報発信の拠点として、マスコミやインターネット等を活用した魅力ある観光情報の発信を図り、質の高い観光地づくりを促進します。
- ・ 奄美地域らしい体験ができる滞在型・着地型観光を促進するために、民泊推進のための環境整備・モデルの構築、あまみシマ博覧会との連携、各種クーポン券・ポイントカードの開発、奄美地域らしいコンテンツ（大島紬、島唄、奄美黒糖焼酎等）に着目したツーリズム、群島間アイランドホッピングの更なる推進を図ります。
- ・ エコ・ツーリズムについては、質の高いエコツアー等を促進するとともに、世界自然遺産登録の効果を経島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルの設定を推進します。
- ・ 海洋レクリエーションや、島唄、八月踊り、六調などの魅力ある地域資源を生かした体験学習や沖縄等との連携等の充実を図りながら、教育旅行の誘致を促進します。
- ・ 奄美地域のゆったりと時を過ごせる空間、健康増進・癒し効果が検証されたタラソテラピー、島唄・八月踊りや長寿食材など奄美地域の健康・長寿・癒しに関する豊かなウェルネス素材を有効に活用し、スローライフやスローフードを体験できる様々なプログラムの充実を図りながら、体験プログラムを集積した「あまみシマ博覧会」を実施するとともに、旅行商品化に向けた磨き上げなど、奄美地域らしい多彩な体験ができる滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進します。
- ・ 奄美地域を訪れる誰もが、安心・安全に利便性の高い快適な観光を満喫できるよう、親切で分かりやすい案内標識や公衆無線LAN（無料Wi-Fi）等の整備促進、温かく迎え入れるホスピタリティ（心のこもったおもてなし）の向上、店舗等におけるキャッシュレス化の促進、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備など、受入体制の充実を図ります。

(3) 情報通信産業

- ・ 情報通信技術は、外海離島であることによる空間的距離や時間的距離の不利性を克服する上で極めて有効な手段であり、また、奄美地域は、豊かな自然環境や安いオフィス賃料などの優位性も有していることから、情報通信基盤の整備を進めるとともに、企業活動におけるICTの利活用、他産業との連携による地域づくりなどを推進することにより、情報通信技術を活用する産業の定着を図ります。
- ・ 「奄美市ICTプラザかさり」を情報通信産業の振興を図るための拠点施設として活用するほか、高度なICT利活用能力を有する人材の育成を促進することにより、新たな企業立地や地元企業の育成を促進します。
- ・ 観光や特産品などの分野において情報通信産業が積極的に連携しながら、各産業等の課題解決に資する情報通信産業技術の活用を推進し、奄美地域における情報通

信産業の地域内掘り起こしと対応強化を図ります。

(4) 地域の特性を生かした産業の振興

ア 水産業

- ・ 魚礁及び浮魚礁を設置し、資源の有効利用と漁場の高度利用を促進するとともに、魚礁・増殖場等の整備を進め、漁業の生産性の向上を図ります。
- ・ 漁港施設の長寿命化対策を計画的に推進するとともに、水産物の生産・流通等の拠点となる漁港において、大規模地震等に備えた施設の強靱化対策を推進するなど、新鮮な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備を図ります。
- ・ 種苗生産技術が確立したシラヒゲウニ、ヤコウガイの放流事業化を検討するとともに、スジアラ等の種苗量産技術開発・放流効果調査等を推進し、資源の増大と沿岸漁業者の経営安定を図ります。また、クロマグロやカンパチ等の魚類、真珠、クルマエビ、藻類養殖業については、引き続きその振興を図ります。
- ・ 島外における消費拡大を図るため、直販施設の整備、高鮮度流通や効率的な出荷体制を構築するための施設等の整備を促進します。また、輸送コスト支援や流通拠点となる市場への一元集荷の促進及び流通情報の収集機能の強化を図るとともに、地元水産物のブランド化や県外消費地での販売活動を促進します。
- ・ 島内消費の拡大を図るため加工展示販売施設の整備や魚食普及活動、地産地消の取組を促進し、地元水産物の供給体制づくりを推進します。
- ・ 世界自然遺産登録を見据え、地域水産物の直販施設の整備、観光と水産業を結びつけた体験ツアー等の実施などにより漁村の活性化を促進します。
- ・ 新たな担い手の確保を図るため、UIターン等の新規就業希望者を対象とした就業相談や研修を実施します。また、新規就業者等を対象とした漁業研修制度や制度資金の周知・活用、経営改善のために意欲的に取り組む中核的な漁業者グループの育成のほか、漁業士を認定し、漁業士活動を促進します。
- ・ 女性や高齢者の活動を促進し、多様な担い手づくりに取り組みます。

イ 林業

- ・ 森林の持つ機能に応じた森林整備を図るとともに、自然環境に十分配慮しながら、森林、林業生産基盤の計画的な整備を進めます。
- ・ 森林の保全と利用の調和を図りながら、効率的かつ安定的な木材生産体制の整備や奄美地域の木材の特性を生かした建築内装材等への利用拡大を促進します。
- ・ 島外に出荷するチップ等の輸送コストの軽減を図るとともに、生産性の高い事業体の育成や木材加工技術者の育成等の取組を通じて、奄美産材の生産・加工・流通体制の整備を促進します。
- ・ しいたけ、たけのこをはじめ、ソテツ、きくらげなど地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを進め、林家等の所得向上と地域林業の活性化を図ります。
- ・ 森林の適正な整備・保全を図るとともに、体験学習等の支援体制を整備し、森林環境教育や地域住民等の憩いの場等としての利用を促進します。
- ・ 林業技術研修制度の活用促進や現地における技術検討会の実施等により、林業

就業者等を育成し、将来的に安定した労働力の確保を図ります。

ウ 大島紬、黒糖焼酎

- ・ 大島紬については、新柄や若い世代が購入しやすい商品の開発を進めるとともに、大島紬に親しむ機会を増やし、新たな需要開拓を図ります。また、ICT等を活用して、産地自らが小売業者や消費者に直接販売する取組を支援し、販路の拡大を図ります。
- ・ 大島紬後継者育成施設との連携を図り、人材の確保・育成を図るとともに、低金利融資などの支援により、経営の安定化を図ります。
- ・ 黒糖焼酎については、地域団体商標を活用したブランド化や国内外市場での認知度向上、販路拡大を図るため、各種メディアの活用やプロモーション活動等の取組を支援します。また、若者や女性、海外向けなど、ターゲットを絞った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品の展開や効果的な販売戦略の構築に向けた取組を支援します。

エ 商工業

- ・ 地域の資源と伝統を生かした特産品の振興やブランド化、地域の優位性を生かせる業種等の企業立地など工業の振興を図ります。
- ・ 関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、起業の促進及び産業振興等による雇用機会の拡充を図ります。
- ・ 社会経済の変化に対応した新事業の創出やIoT・AI等を活用した生産性向上等の促進による経営の近代化等商業の振興や中小企業の経営革新への取組等の支援を図ります。
- ・ 地域の特性を生かした地場産業の育成による地域経済の振興発展を図ることにより、若者の地元就職の促進と働き方改革の推進を図ります。
- ・ (独)奄美群島振興開発基金の業務及び機能の拡充等による群島金融の円滑化を支援します。

(5) 運賃・輸送コストの軽減

- ・ 航空・航路運賃の軽減は、引き続き、条件不利性解消の観点から、航路も含めた運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討します。
- ・ 農林水産物の島外移出に係る海上輸送費等の軽減については、引き続き事業を実施することにより条件不利性の改善を図るとともに、出荷団体が作成する生産振興計画に対して適切な助言・指導、その他必要な支援措置を講じ、地元生産者の生産性向上や雇用の拡充、人材の育成を促進します。
- ・ 輸送コストの軽減については、これまで対象としていなかった加工品を含めた輸送コストや農林水産物の生産資材等の移入に係る輸送コストに対する支援の実施など、事業の充実・拡大について検討します。